

次のとおり企画提案書の提出を求めます。

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和7年7月8日

世田谷区

### 1 事業の概要

#### (1) 契約業務

##### ① 世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託

※構築に係る契約の詳細は、事業者決定後に協議のうえ決定する。

##### ② 世田谷区放置自転車管理システム運用保守業務委託

#### (2) 目的

区民生活の安全安心や障害者等の生活弱者が安心して外出できる道路の整備や管理のため、路上や歩道等に放置された自転車等を撤去する業務を行っている。また、撤去した自転車等を管理保管し所有者に返却または処分するまでの処理を確実かつ効率的に行うため、放置自転車管理システムを利用している。

平成27年の放置自転車管理システムのリプレイスから11年が経過し、新たにハードウェア及びソフトウェアの保守が受けられるシステムを導入する。また、現行システムの機能を改善し運用方法の見直しを行うことにより、適正に個人情報进行管理し、区民からの問合せや返却処理の適切運用を図る。放置自転車の管理を行うシステムと合わせ、問合せ専用の台帳を補完し問合せに関する情報を管理する。

#### (3) 業務内容

##### ① 世田谷区放置自転車管理システムの構築

##### ② 新システムの利用に必要なネットワークの開設及び接続

##### ③ 現行システムから新システムへのデータ移行

##### ④ システムの操作支援（マニュアル作成・研修実施）

##### ⑤ システムの運用支援（障害発生時等の対応）

##### ⑥ システムのアップデート（社会状況等への対応）

#### (4) 履行期間

##### ① 世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託（設計、開発、データ移行、操作研修等）

契約締結日から令和8年1月31日まで（予定）

※本稼働は令和8年2月1日とする。

##### ② 世田谷区放置自転車管理システム運用保守業務委託

システム導入から令和12年8月31日まで（予定）

※運用保守業務は長期継続契約を想定するが、受託者との協議により決定する。

※当該契約に係る区の歳出予算の削減があった場合、または履行状況が不良であった場合は、当該契約を変更または解除することができるものとする。

## 2 主なスケジュール

内容	日程
手続き開始の公告	令和7年7月8日(火)
説明書交付	令和7年7月8日(火)～22日(火)午後5時まで
参加表明書提出期間	令和7年7月8日(火)～22日(火)午後5時まで
プロポーザル招請通知	参加資格確認後、令和7年7月28日(月)までに発送
質問書提出期間	令和7年7月29日(火)～8月4日(月)午後5時まで
質問回答書交付日	令和7年8月12日(火)予定 (参加資格「有」の者にのみ交付する)
企画提案書提出期間	令和7年7月29日(火)～8月26日(火)午後5時まで
一次審査(書類審査)	令和7年8月27日(水)～9月5日(金)
一次審査結果通知	令和7年9月9日(火)
二次審査(ヒアリング審査)	令和7年9月19日(金)
最終審査結果通知	令和7年9月下旬
契約締結	令和7年9月下旬～10月上旬

## 3 参加資格要件

参加表明書の提出日を基準日として、以下の全ての項目を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ② 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「情報処理業務」又は「事務機器・情報処理用機器」を有すること。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと
- ④ 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑥ 令和2年度以降、本業務と同種業務を行った実績を有すること。

## 【同種業務】

特別区または政令指定都市における放置自転車管理システムの構築

- ⑦ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑧ 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- ⑨ (財)日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得(取得申請中を含む)していること。
- ⑩ 世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託及び運用保守業務委託プロポーザル審査委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。  
審査委員長：土木部長 鎌田順一、審査委員：交通安全自転車課長 佐久間浩康、土木計画調整課長 岸本隆、DX 推進担当課長 齊藤真徳

### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 5 提案書を特定するための審査方法、評価基準

#### (1) 審査方法

提案書等の審査は、世田谷区放置自転車管理システム構築業務委託及び運用保守業務委託プロポーザル審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき、二段階方式で実施する。その際、一次審査の点数は二次審査に引き継がれるものとする。

#### (2) 一次審査（書類審査）における審査項目

- ① 事業者の業務実績
- ② 業務実施体制・方針
- ③ 業務工程計画
- ④ システムの構成
- ⑤ システムの機能
- ⑥ データ移行
- ⑦ セキュリティ対策
- ⑧ 操作研修
- ⑨ 運用保守
- ⑩ 見積金額

#### (3) 二次審査（ヒアリング審査）における審査項目

- ① 提案の実現性
- ② 提案の発展性
- ③ システムの性能
- ④ 理解・回答力
- ⑤ 取組姿勢

### 6 手続等

(1) 担当課

担当：世田谷区土木部 交通安全自転車課 平倉、水野

住所：〒158-0094 世田谷区玉川1丁目20番1号

世田谷区役所二子玉川分庁舎A棟2階29番窓口

TEL：03-6432-7968 FAX番号 03-6432-7996

受付時間：午前9時から正午、午後1時から午後5時（土日祝日を除く）

(2) 説明書の交付

① 交付期間：令和7年7月8日（火）から22日（火）まで

② 交付方法：区ホームページよりダウンロード



※6（1）担当課にて窓口でも配布する。

(3) 参加表明書の提出

① 提出期間：令和7年7月8日（火）から22日（火）午後5時まで（必着）

② 提出先：6（1）に同じ。

③ 提出方法：持参または郵送（宅配便や書留等、送達確認ができるものに限る）

(4) 提案書等の提出

① 提出期間：令和7年7月29日（火）から8月26日（火）午後5時まで（必着）

② 提出先：6（1）に同じ。

③ 提出方法：持参、郵送（宅配便や書留等、送達確認ができるものに限る）または電子メール

(5) 二次審査（ヒアリング審査）の実施方法

① 実施日：令和7年9月19日（金）

② 実施方法：提出済みの一次審査書類等を用いて、配置予定のプロジェクト管理者、主任技術者及び担当技術者に対してヒアリング審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。

③ 通知方法：会場、時間等の詳細については、二次審査対象者に一次審査結果の通知と併せて電子メール及び書面により通知する。

(6) 審査結果の通知

評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定し、その旨を電子メール及び書面により通知する。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 6 (1) に同じ
- (6) 透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書等を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 詳細は説明書による。